

平成30年度補助対象活動を募集します！

# 「NPO公益活動支援事業」

NPO法人や市民活動団体が  
専門性や先駆性を発揮して行う  
地域の課題解決につながる活動について  
事業費の一部を補助します。



## 1 補助の対象

次のいずれにも該当するNPO法人又は市民活動団体に限ります。

- (1) 北九州市内に主たる活動拠点を有すること
- (2) 団体の構成員が5名以上であること
- (3) 年間の活動計画があり、事業収支が明確であること
- (4) 定款又は規約を持ち、自主的・継続的な活動を行っていること

## 2 補助額

補助対象経費の2分の1以内で、50万円を上限額とします。

## 3 補助の対象となる活動（市内で実施される公益的な活動）

- (1) 特定の区や地域に限定せず、広い区域で行われるまちづくり活動
- (2) 具体的な地域課題の解決につながる活動
- (3) 公共の福祉の向上に資する活動
- (4) 継続的に実施することが可能で、市のイメージアップに寄与する活動

※平成30年4月から平成31年3月末までに実施される活動を補助の対象とします。

**募集期間：平成30年4月2日（月）から 4月27（金）まで**

**提出先：北九州市市民文化スポーツ局市民活動推進課**

**八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ3F**

**市民活動サポートセンター内**（担当：桐畑<sup>きりはた</sup>・管田<sup>かんだ</sup>）

**提出方法：事前連絡の上、持参してください（☎645-3104）**

## 補助金申請の事務手続き

### ①補助金交付申請書等の作成・提出

補助金の申請団体は、募集期間内に補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、収支予算計画書（様式第3号）、団体の概要書（様式第4号）及び団体の構成員名簿（様式第5号）を作成し、その他団体の活動内容がわかる書類等を添付して、市民活動推進課に提出してください。  
[様式は、北九州市のホームページ又は、市民活動サポートセンターのホームページ「キラキラネット」の助成金情報からダウンロードできます。]

### ②補助金交付団体の決定

募集期間終了後、市民活動推進課において、学識経験者等外部の方々の意見を参考に第1次審査（書類審査）を行います。第1次審査を通過した団体につきましては、第2次審査でプレゼンテーションを行っていただきます。第1次及び第2次審査の結果は、各団体へ文書で通知します。

### ③その後の手続

補助金の交付決定を受けた団体に対しては、補助金を受けるに当たっての留意事項について説明をいたします。以後、活動を実施していく中で不明な点がございましたら市民活動推進課へお問い合わせください。

※補助金を受けた団体は、市が開催する「事業実績報告会」に出席し、活動の報告をしていただきます。

補助金の交付対象経費		補助金の交付対象外経費
科目	内容	
賃金	事業を実施するために雇用したアルバイト等の賃金（団体の構成員以外）	① 団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費 ② 事務所賃貸料、事務機器のリース料、通信費、光熱水費等団体の経常的な活動に係る経費 ③ 事業の企画、運営など活動の中心部分の委託に係る経費 ④ 飲食費（会議時の茶代、イベント等のスタッフの弁当代を含む。） ⑤ 机・椅子・事務機器等、事務所用備品の購入経費 ⑥ 購入価格が2万円以上の備品の購入経費 ⑦ 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費 ⑧ その他市長が適当でないと認める経費
報償費	講師や通訳など外部の専門家に対する謝礼	
旅費・交通費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費等	
委託費	ホームページの作成、会場テントの設営など、事業の一部を他に委託するための費用	
備品費	単価2万円未満の備品の購入費	
消耗品・材料費	事業実施に直接必要な事務消耗品、材料、書籍等の購入費等	
印刷製本費	ポスター、パンフレット等のコピー、印刷代等	
使用料	会場借上料、車両・機器等の賃借料等	
役務費	郵便代、宅配便代、保険料、クリーニング代、振込手数料等	

## その他の留意事項

- ① 補助金の交付は、同一団体の同一活動に対しては1回限りとします。ただし、交付決定を受けた活動に新たな企画を加えるなどして、その活動がステップアップしたと認められる場合には、翌年度に限り申請を行うことができます。
- ② 北九州市及び北九州市の外郭団体から補助金の交付を受けている活動、営利を目的とした活動、宗教的な活動及び政治的な活動は、募集の対象から除きます。
- ③ 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした団体は、募集の対象から除きます。
- ④ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団又は暴力団若しくは同法第2条第6号に定める暴力団員と密接な関係を有するものは、募集の対象から除きます。
- ⑤ 補助金の交付対象団体又は交付対象活動に該当しないことが判明した時は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。補助金の決定の取り消しにより生じた損害について、市はその賠償責任を負いません。